ＩＣカード取扱規則（バス）

第１章　総　則

（目的）

第１条　この規則は、日田バス株式会社（以下、「当社」という。）における当社が定めるＩＣカードによる旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　当社において旅客の運送等を行うＩＣカードは、株式会社ニモカが発行する「ｎｉｍｏｃａカード」及びその ｎｉｍｏｃａ 取扱規則第３０条別表第３号に定める相互利用先ＩＣカード（以下、「他社発行ＩＣカード」という。）とする。

２　前項のＩＣカードによる旅客の運送等については、この規則の定めるところによる。

３　この規則が改定された場合、以後のＩＣカードによる旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによる。

４　この規則に定めのない事項については、法令、当社の運送約款、株式会社ニモカが定めるｎｉｍｏｃａ取扱規則、ポイントサービス規則及びこの規則に対する特約等の定めるところにより、ＩＣカードによる旅客の運送等について、当社の運送約款と異なる取扱いの場合は、この規則が優先する。

（用語の意義）

第３条　この規則における主な用語の意義は、次の各号に揚げるとおりとする。

(1)「当社路線」とは、西鉄バスグループ各社の経営する乗合バス全路線（ＩＣカードリーダ・ライタの搭載されていないバスを除く）をいう。

(2)「西鉄バスグループ各社」とは西日本鉄道株式会社、西鉄バス北九州株式会社、西鉄バス佐賀株式会社、西鉄バス久留米株式会社、西鉄バス筑豊株式会社、西鉄バス大牟田株式会社、日田バス株式会社、福岡西鉄タクシー株式会社、久留米西鉄タクシー株式会社、北九西鉄交通株式会社をいう。

(3)「ｎｉｍｏｃａカード」とは、ＳＦにより旅客の運送等に供するＩＣカードをいう。

(4)「ＳＦ（ストアードフェア）」とは、専ら旅客運賃の支払い等に充当する、ｎｉｍｏｃａカード及び他社発行ＩＣカードに記録される金銭的価値で、ｎｉｍｏｃａ取扱規則及び他社発行ＩＣカードの取扱規則でＳＦと定められているものをいう。

(5)「リーダ・ライタ（Ｒ/Ｗ)」とは、バス車内に設置した装置で、乗車処理をするために設置したもの（以下、「乗車Ｒ/Ｗ」という。）と降車処理をするために設置したもの（以下、「降車Ｒ/Ｗ」という。）をいう。ただし、車両により１つのリーダ・ライタで乗降車の処理をするものもある。

(6)「チャージ」とは、ＩＣカードに入金してＳＦを積み増しすることをいう。ただし、ｎｉｍｏｃａカードにおいては保有するｎｉｍｏｃａポイントをＳＦに交換することもいう。

(7)「デポジット」とは、返却することを条件に、株式会社ニモカが収受するｎｉｍｏｃａカードの使用権の代価をいう。

（ＩＣカードの種類）

第４条　当社が旅客の運送等を行う「ｎｉｍｏｃａカード」の種類は、次の各号の定めるところによる。

(1)「ｎｉｍｏｃａ」　…会員登録を行っていない者の利用に供するｎｉｍｏｃａカード

(2)「スターｎｉｍｏｃａ」　…株式会社ニモカが定める「スターｎｉｍｏｃａ特約」にもとづく会員登録手続きを行った者の利用に供するｎｉｍｏｃａカード

(3)「クレジットｎｉｍｏｃａ」…株式会社ニモカが定める「クレジットｎｉｍｏｃａ特約」および株式会社ニモカと提携しているクレジットカード会社が定めるクレジットカード会員規約等にもとづいて発行される、クレジット機能を搭載したｎｉｍｏｃａカード

２　ｎｉｍｏｃａおよびスターｎｉｍｏｃａには、株式会社ニモカが定めるｎｉｍｏｃａ取扱規則の定めにより小児用ならびに障害者用のカードも発行する。

３　ｎｉｍｏｃａカードに関する用語の定義は、以下の各号に定めるものとする。

(1)「記名式ｎｉｍｏｃａ」とは、ｎｉｍｏｃａカードのうち個人を特定する氏名、生年月日、性別、電話番号（以下「個人情報」という。）の情報がカードと株式会社ニモカのセンターシステムに記録され、券面に氏名の記載を行った、ｎｉｍｏｃａカードをいい、以下に定めるものをいう。

ア　ＩＣ定期乗車券（持参人式ＩＣ定期乗車券を除く）

イ　定期乗車券を搭載したことがあるｎｉｍｏｃａ

ウ　小児用のｎｉｍｏｃａ

エ　スターｎｉｍｏｃａ

オ　クレジットｎｉｍｏｃａ

カ　障害者用のｎｉｍｏｃａ

(2)「無記名式ｎｉｍｏｃａ」とは、券面に使用者の記名を行わない、持参人の使用に供するｎｉｍｏｃａカードをいう。

（契約の成立時期及び適用規定）

第５条　ＩＣカードによる旅客運送の契約は、乗車Ｒ/Ｗで処理を受けたときに旅客と当社の間において成立する。

２　前項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

（規則等の変更）

第６条　この規則及びこれにもとづいて定められた規定は、予告なしに変更することがある。

（個人情報の取扱い）

第７条　記名式ｎｉｍｏｃａに関わる個人情報の取扱いは、株式会社ニモカの定めるところによる。

（旅客の同意）

第８条　旅客は、この規則及びこれにもとづいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

（取扱バス車両）

第９条　ＩＣカードを取扱うバス車両は、当社の指定するバス車両とする。

（使用方法）

第１０条　ＩＣカードを用いて当社路線に乗車するときは乗車Ｒ/Ｗで乗車処理を行い、降車するときは同一のＩＣカードにより降車Ｒ/Ｗで降車処理を行わなければならない。

２　ＩＣカードのＳＦを使用して定期乗車券、回数乗車券、他のＩＣカード及び当社が別に定める乗車券等との引換えはできない。

（発売箇所）

第１１条　当社はｎｉｍｏｃａカードの発売業務を、株式会社ニモカから受託し、当社バスターミナル等で発売する。

２　当社の都合により、前項で定めた発売箇所以外で発売することがある。

（制限事項等）

第１２条　１回の乗車につき、２枚以上のＩＣカードを同時に使用することはできない。

２　次の各号のいずれかに該当する場合には、ＩＣカードは直接リーダ・ライタで使用することができない。

(1) 降車時にＳＦ残額が減額する運賃相当額に満たないとき。

(2) ＩＣカードの破損、リーダ・ライタの故障等によりＩＣカードの内容の読み取りが不能となったとき。

３　記名式ｎｉｍｏｃａは、当該記名式ｎｉｍｏｃａの記名人以外が使用することはできない。

４　前項にかかわらず、ｎｉｍｏｃａ及びスターｎｉｍｏｃａのうち、以下に定める条件を全て満たすｎｉｍｏｃａカードに限って記名人本人以外の利用を認める。

(1) ＩＣ定期乗車券を搭載していないこと。（有効期間開始前のＩＣ定期乗車券および有効期間が終了し券面に定期乗車券の情報が表示されたままのＩＣ定期乗車券を含む）。ただし、持参人式ＩＣ定期乗車券機能が搭載されたＩＣ定期乗車券を除く。

(2) 小児用のｎｉｍｏｃａ及び小児用のスターｎｉｍｏｃａではないこと。

(3) 障害者用のｎｉｍｏｃａ及び障害者用のスターｎｉｍｏｃａではないこと。

５　偽造、変造又は不正に作成されたＩＣカードを使用することはできない。

６　10 円未満のＳＦは旅客運賃等に充当することはできない。

（制限又は停止）

第１３条　旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、次に揚げる制限又は停止をすることがある。

(1) 発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限若しくは停止。

(2) 乗車区間・乗車経路・乗降車方法若しくは乗車する路線等の制限。

２　本条にもとづくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負わない。

（ｎｉｍｏｃａカードの所有権）

第１４条　ｎｉｍｏｃａカードの所有権は発行元である株式会社ニモカに帰属する。

２　ｎｉｍｏｃａカードが不要となったとき及びそのｎｉｍｏｃａカードを使用する資格を失ったときは、旅客は速やかにｎｉｍｏｃａカードを返却しなければならない。

（デポジット）

第１５条　当社はｎｉｍｏｃａカードを発売するにあたり、株式会社ニモカが所有するｎｉｍｏｃａカードを旅客に貸与するものとする。この場合、デポジットとしてｎｉｍｏｃａカード１枚につき 500 円を収受する。

２　ｎｉｍｏｃａカードを旅客が返却したときは、失効及び無効として回収した場合を除き、発売時に収受したデポジットは返却する。

３　デポジットは旅客運賃等に充当する事はできない。

（ｎｉｍｏｃａカードの失効）

第１６条　カードの交換、ＳＦの使用、ＳＦのチャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、１０年間これらの取扱いが行われない場合にはｎｉｍｏｃａカードは失効する。

２　前項により失効したｎｉｍｏｃａカードのＳＦ及びデポジットの返却を請求することはできない。

３　第１項にかかわらず、遺失物法により当社へ還付されたｎｉｍｏｃａカードについては、所有権の移動日をもって失効する。

（チャージ）

第１７条　旅客はｎｉｍｏｃａ及び他社発行ＩＣカードの取扱規則の定めにより、ｎｉｍｏｃａカード、他社発行ＩＣカードに、リーダ・ライタの搭載された当社路線バス車内、自動チャージ機及びｎｉｍｏｃａ取扱窓口等でチャージすることができる。

２　ｎｉｍｏｃａカード及び他社発行ＩＣカードへのチャージ可能額は、「別表１」に定めるものとする。ただし、１枚当たりのＳＦ残額は 20,000 円を超えることはできない。

（ＳＦ残額の確認）

第１８条　旅客はｎｉｍｏｃａカードのＳＦ残額をｎｉｍｏｃａ取扱規則の定めにより所定の方法にて確認することができる。

（ＳＦ利用履歴の確認）

第１９条　旅客はｎｉｍｏｃａの利用履歴をｎｉｍｏｃａ取扱規則の定めにより所定の方法にて確認することができる。

第２章　ｎｉｍｏｃａ

（ｎｉｍｏｃａカードの所持資格）

第２０条　各種ｎｉｍｏｃａカードの所持資格はｎｉｍｏｃａ取扱規則の定めによるものとする。

（発売）

第２１条　ｎｉｍｏｃａカードの発売額は 2,000 円（デポジット 500 円を含む。）とする。

２　前項にかかわらず、発売額を変更することがある。

３　旅客は、小児用のｎｉｍｏｃａおよび小児用のスターｎｉｍｏｃａを購入する場合、「氏名・性別・生年月日・電話番号」の情報を当社及び株式会社ニモカに提供するものとする。なお、購入に際しては公的証明書を提示するものとする。ただし、購入希望者が小学校在学中であり、当該学校長の証明を提示した場合にはこの限りではない。

４　旅客は、障害者用のｎｉｍｏｃａおよび障害者用のスターｎｉｍｏｃａを購入する場合、「氏名・性別・生年月日・電話番号」の情報を当社及び株式会社ニモカに提供するものとする。なお、購入に際しては身体障害者手帳もしくは療育手帳または精神障害者手帳を提示するものとする。

５　小児障害者用のｎｉｍｏｃａの購入希望者については第４項および第５項の規定を準用し、小児障害者用のｎｉｍｏｃａを発売する。

６　小児用のｎｉｍｏｃａカード、障害者用のｎｉｍｏｃａカードは、当社が認めた場合を除き、同一使用者に対し２枚以上の発売を行わない。

（有効期限）

第２２条　小児用のｎｉｍｏｃａおよび小児用のスターｎｉｍｏｃａと障害者用のｎｉｍｏｃａおよび障害者用のスターｎｉｍｏｃａにはカード利用の有効期限があり、有効期限はｎｉｍｏｃａ取扱規則の定めによるものとする。

（運賃の減額）

第２３条　旅客がｎｉｍｏｃａカード及び他社発行ＩＣカードを第１０条の規定により使用する場合、運賃支払い時に当該乗車区間の大人普通旅客運賃１名分を減額する。ただし、小児用のｎｉｍｏｃａおよび小児用のスターｎｉｍｏｃａさらには他社発行小児用ＩＣカードにあっては、小児普通旅客運賃１名分、障害者用のｎｉｍｏｃａおよび障害者用のスターｎｉｍｏｃａにあっては、大人普通旅客運賃の半額運賃１名分、小児障害者用のｎｉｍｏｃａおよび小児障害者用スターｎｉｍｏｃａにあっては、小児普通旅客運賃の半額運賃１名分を減額する。

２　上記運賃支払い以外の場合は乗務員に申告し、乗務員が金額を設定した後に内容に応じた運賃を減額することができる。

３　無記名式ｎｉｍｏｃａ及び他社発行ＩＣカードから大人普通旅客運賃以外の運賃支払いの申告がなく使用する場合は、小児および障害者・小児障害者であっても大人普通旅客運賃１名分を減額する。

４　第１項におけるｎｉｍｏｃａカード及び他社発行ＩＣカードによる運賃支払いにて、ＳＦ残額が当該支払い運賃に満たなかった場合は、直接リーダ・ライタで処理することができないため不足分を現金等その他の方法で支払うものとする。ただし、その場でチャージを行い再度ｎｉｍｏｃａカード及び他社発行ＩＣカードによる支払いを行うこともできる。

（効力）

第２４条　第１０条の規定により使用する場合のｎｉｍｏｃａカード及び他社発行ＩＣカードの効力は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 当該乗車区間において１回の乗車に限り有効なものとする。

(2) 乗車Ｒ/Ｗで処理したｎｉｍｏｃａカード及び他社発行ＩＣカードは、当日に限り降車Ｒ/Ｗで正常に処理される。なお、同一便にて午前零時を跨いだ場合は当日使用とみなし正常に処理される。

(3) 途中下車の取扱いはしない。

（更新期限）

第２５条　小児用のｎｉｍｏｃａおよび小児用のスターｎｉｍｏｃａと小児障害者用のｎｉｍｏｃａおよび小児障害者用のスターｎｉｍｏｃａにおける更新手続きは、期限満了後に行うものとする。

（無効となる場合）

第２６条　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ｎｉｍｏｃａカード及び他社発行ＩＣカードを無効として回収する。この場合、デポジットおよびｎｉｍｏｃａカードに記録されている一切の金銭的価値や乗車券等は当社の運送約款及びｎｉｍｏｃａ取扱規則の定めにより返却しない。

(1) 所持資格のない者が利用したとき（第 12 条第 3 項および第 4 項の定めによる使用を除く。）

(2) 旅行開始後、他人から譲り受けて使用した場合

(3) 券面表示事項が不明となった状態で使用した場合

(4) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号を偽って購入・使用した場合

(5) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合

(6)その他不正乗車の手段として使用した場合

(7)使用者の故意または重大な過失により障害状態と認められる場合

２　偽造、変造又は不正に作成・使用した場合は、前項の規定を準用する。

（不正使用等に対する旅客運賃・割増運賃の収受等）

第２７条 第２６条第１項の規定により、ｎｉｍｏｃａカード及び他社発行ＩＣカードを無効として回収した場合は、旅客の乗車停留所からの区間に対する普通旅客運賃並びにこれと同額の割増運賃とをあわせて収受する。

２　前項の規定により旅客運賃・割増運賃を収受する場合において、旅客の乗車停留所が判明しない場合は、そのバスの始発地から乗車したものとして計算する。

（紛失再発行）

第２８条　記名式ｎｉｍｏｃａは、当該記名式ｎｉｍｏｃａの記名人が株式会社ニモカの定める申込書を提出したときは、使用停止措置とその措置にもとづく必要な帳票（以下「再発行登録票」という。）を交付する手続きを行った翌々日以降に、再発行の取扱いを行う。

２　前項の取扱いはｎｉｍｏｃａ取扱規則の定めによる。

３　紛失再発行の取扱いを行った後に、紛失した記名式ｎｉｍｏｃａが発見された場合で、株式会社ニモカが定める申請書と当該カードをともに提出したときは、ｎｉｍｏｃａ取扱規則の定めによりデポジットの返却を行う。

（障害再発行、カード即時発行替え）

第２９条　ｎｉｍｏｃａカードの破損等によってｎｉｍｏｃａカードの処理を行う機器での取扱いが不能となった場合、その原因が故意によるものと認められる場合を除き、旅客が株式会社ニモカの定める申込書と当該ｎｉｍｏｃａカードを提出したときは、再発行登録票を交付する手続きを行った翌々日以降に、再発行の取扱いを行うことがある。ただし、裏面に刻印されたカード番号が判読できない場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いをしない。

２　ｎｉｍｏｃａカードの印字機能の劣化や歪みその他の不具合により使用に支障をきたす恐れがあると判断され、かつｎｉｍｏｃａカードの処理を行う機器での取扱いが可能な場合は、新たなカードへ即時に発行替えを行うことがある。

３　第１項及び前項の取扱いはｎｉｍｏｃａ取扱規則の定めによる。

（当社の免責事項）

第３０条　記名式ｎｉｍｏｃａの使用停止措置が完了するまでの間に当該記名式ｎｉｍｏｃａの払戻しやＳＦの使用等で生じた損害額については、当社はその責めを負わない。

（ｎｉｍｏｃａカードの解約）

第３１条　旅客は、ｎｉｍｏｃａカードが不要となった場合は、当該ｎｉｍｏｃａカードのＳＦ残額の払いもどしを請求することができる。記名式ｎｉｍｏｃａの場合は、株式会社ニモカの定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該記名式ｎｉｍｏｃａの記名人本人であることを証明したときに限って払戻しを行い、ｎｉｍｏｃａ取扱規則の定めによりデポジットを返却する。

２　前項の取扱いはｎｉｍｏｃａ取扱規則の定めによる。

３　第１項にかかわらず、記名式ｎｉｍｏｃａに記載された記名人の代理人が払戻しの請求をする場合には、記名人との続柄が分かる公的証明書を提示するとともに、住所・氏名・電話番号等の情報を提供することで、それに応じるものとする。

（乗継割引）

第３２条　同一のｎｉｍｏｃａカードを使用し、西鉄バスグループ各社の同一停留所にて６０分以内に西鉄バスグループのバスおよび日田バス株式会社が運行する「福岡・福岡空港～日田線」を乗り継いだ場合、乗り継いだことによる割引を適用した割引後の運賃を減額する。

但し、他社発行ＩＣカードを使用した時には乗継割引は適用されない。

２　第１項における割引金額や取扱いについては当社運送約款の定めによるものとする。

（運行中止の場合の取扱方）

第３３条　乗車Ｒ/Ｗによる処理を受けた後、バスが運行中止となった場合は、次の各号のいずれかに定める取扱いを選択のうえ請求することができる。

(1)　発停留所までの無賃送還

この場合は、乗車区間の運賃は収受しない。無賃送還中の途中停留所で下車した場合は、次号に定める取扱いを適用する。

(2)　発停留所に至る途中停留所までの無賃送還

この場合は、発停留所から途中停留所までの普通旅客運賃相当額を途中停留所においてｎｉｍｏｃａカード及び他社発行ＩＣカードのＳＦ残額から減額する。

(3)　不通区間の別途旅行

運行中止となった区間を旅客が当社路線によらないで別途に旅行を希望する場合は、発停留所から旅行中止停留所までの普通旅客運賃相当額を、旅行中止停留所においてｎｉｍｏｃａカード及び他社発行ＩＣカードのＳＦ残額から減額する。

２　当社が不通区間に対して振替輸送等他の輸送手段を講じた場合の取扱方は別に定めるところによる。

第３章　ポイント付与

（バス交通ポイント）

第３４条　当社は、株式会社ニモカが定める「ｎｉｍｏｃａポイントサービス規則」の定めにより、当社で定めた方法によって算出されたポイントを付与する。

但し、他社発行ＩＣカードで当社グループバスを利用してもポイントは付与しない。

２　ポイント付与率、付与ポイント、付与方法等は変更することがある。

３　当社の都合によりポイントを付与しない場合がある。

（ポイントの利用、交換）

第３５条 旅客は、株式会社ニモカが定める「ｎｉｍｏｃａポイントサービス規則」により、当社が付与したポイントをＳＦに交換し利用できるものとする。

（ポイントの失効）

第３６条　当社が付与したポイントの効力は、株式会社ニモカが定める「ｎｉｍｏｃａポイントサービス規則」により、付与日の翌年の 12 月末日を持って、自動的に失効する。

別表１　ｎｉｍｏｃａカードへのチャージ可能額

発売窓口	１回当りのチャージ可能額
バスターミナル 定期乗車券発売窓口 西鉄バス営業所	1,000円単位でチャージすることができる。 ただし、ＳＦ残高は20,000円を超えることはできない。
バス車内	1,000円、2,000円、3,000円、4,000円、5,000円、10,000円をチャージすることができる。 ただし、ＳＦ残高は、20,000円を超えることができない。 また、ＳＦ残高が10,001円以上ある場合にはチャージできない。

第４章　ＩＣ定期乗車券

（ＩＣ定期乗車券の発売）

第３７条　旅客が定期乗車券の購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、別表２にしたがい各種ＩＣカードに搭載し、当社の運送約款の第８条および同第９条に基づき、定期乗車券を発売する。

尚、他社発行ＩＣカードへの当社定期乗車券の搭載は出来ない。

別表３

定期乗車券の種類		ＩＣカードの種類			
種別	割引区分	大人用	大人障害者用	小児用	小児障害者用
大人		○	○	○	○
大人	障害者	×	○	×	○
小児		×	×	○	○
小児	障害者	×	×	×	○
大人	介護者	○	×	×	×
持参人式（大人）		○	×	×	×

○＝搭載可能、×＝搭載不可

（有効期限について）

第３８条　「障害者用ＩＣカード」・「小児障害者用ＩＣカード」を持参され購入する場合、有効期限を越えて購入することはできないため、予め有効期限の更新を行い、ＩＣ定期乗車券の発売を行う。有効期限は、ｎｉｍｏｃａ取扱規則の定めにより設定する。

２　「小児用ＩＣカード」・「小児障害者用ＩＣカード」の場合、満１２歳の年齢の誕

生日以降の直近の３月３１日の有効期限が設定された場合に限り、有効期限を超えてＩＣ定期乗車券の発売を行う。

３　定期券購入時に初めて「障害者用ＩＣカード」・「小児用ＩＣカード」・「小児障害者用ＩＣカード」を発売する際には、ｎｉｍｏｃａ取扱規則の定めにより発売し、ＩＣ定期乗車券を搭載する。

（運賃の減額等）

第３９条　ＩＣ定期乗車券の券面表示の有効期間内であって、券面表示区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車として取扱い、別途乗車区間の普通旅客運賃相当額を収受する。また券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降に乗車する場合は、乗車区間の普通旅客運賃を収受する。これらの運賃を当該ＩＣカードのＳＦから収受する場合、第２３条の規定に従い取り扱う。

（効力）

第４０条　ＩＣ定期乗車券は、記名人のみが使用することができる。ただし、持参人式ＩＣ定期乗車券機能が搭載されたＩＣ定期乗車券を除く。

２　「小児用ＩＣカード」および「小児障害者用ＩＣカード」にあっては、第２２条に定めるカード利用の有効期限を越えて使用する場合、ＩＣ定期乗車券の機能も停止する。この場合、当社の運送約款の第８条に基づき旅客へＩＣ定期乗車券の払戻しを行なう。

（券面表示事項が不明の場合）

第４１条　ＩＣ定期乗車券の券面表示事項が不明となった場合、当該ＩＣ定期乗車券は使用することができない。

２　前項の場合、速やかに当該ＩＣ定期乗車券をバス定期券発売所に差し出して、券面表示事項の再印字を請求しなければならない。

（ＩＣ定期乗車券が無効となる場合）

第４２条　ＩＣ定期乗車券は、次の各号に該当する場合は、無効として回収するとともに、第２７条に定める旅客運賃と割増運賃を収受する。この場合、デポジットおよびｎｉｍｏｃａカードに記録されている一切の金銭的価値の返却は行なわない。

(1) 記名人以外の者が使用した場合。ただし、持参人式ＩＣ定期乗車券機能が搭載されたＩＣ定期乗車券を除く。

(2) 券面表示事項が不明となったＩＣ定期乗車券を使用した場合。

(3) 使用資格・氏名・年齢・区間又は通学の事実を偽って購入、取得したＩＣ定

期乗車券を使用した場合。

(4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合。

(5) 旅客の故意または重大な過失によりＩＣ定期乗車券が障害状態となったと認められる場合。

(6) 偽造、変造、その他不正に作成されたＩＣ定期乗車券を使用した場合。

(7) その他不正乗車の手段として使用した場合。

(8) その他当社の運送約款第１８条に定める事項に該当する場合。

（不正使用等に対する旅客運賃・割増運賃の収受）

第４３条　前条の規定に該当した場合、当社の運送約款第２８条の定めにより普通旅客運賃・割増運賃を収受する。

（紛失再発行）

第４４条　ＩＣ定期乗車券の記名人が当該ＩＣ定期乗車券を紛失した場合で、当社が定める申込書を提出したときは、ｎｉｍｏｃａ取扱規則の定めによる使用停止措置と再発行登録票を交付する手続きをした後、再発行の取扱いを行なう。また、当該ＩＣ定期乗車券の使用停止の申し込みを受け付けた後、これを取り消すことはできない。

２　紛失再発行は、再発行の登録をした翌々日から 14 日以内（クレジットｎｉｍｏｃａの場合は再発行カードが郵送されてから 14 日以内）に再発行登録票の提出を受け、バス定期乗車券発売所において行なう。ただし、再発行登録をした翌々日が定期乗車券発売所の休業日にあたる場合は、その再発行は休業日以降の営業日から取り扱うものとする。

３　前項により再発行の取扱いを行なう場合は、再発行するＩＣ定期乗車券１枚につき再発行手数料 520 円とデポジット 500 円を現金で収受する。ただし、クレジットｎｉｍｏｃａの場合は、再発行手数料 520 円のみ収受する。

４　定期乗車券の機能が付加してあるクレジットｎｉｍｏｃａの紛失再発行の場合、紛失再発行登録日の翌々日以降、バス定期乗車券発売所において紛失再発行登録票を提示のうえ、定期乗車券代用証の発行を請求することができる。定期乗車券の機能が付加してあるクレジットｎｉｍｏｃａの再発行までの間、旅客が定期乗車券の有効期間内に券面表示区間を乗車する場合は、定期乗車券代用証と再発行登録票を乗務員に提示することで乗車できるものとする。

５　紛失再発行の請求は、公的証明書をもって記名人本人が行なうこと。ただし、本人が再発行の請求ができない場合は、代理人が請求できる。この場合、記名人と代理人との続柄が分かる公的証明書を提示するとともに、住所・氏名・電話番号等の情報を提供することで、それに応じるものとする。

６　再発行した後、旅客が紛失したＩＣ定期乗車券を発見した場合は、記名人本人または代理人が、別に定める申込書と紛失の為使用を停止したＩＣ定期乗車券をバス定期乗車券発売所に差し出して、デポジットの払戻し請求（クレジットｎｉｍｏｃａを除く）をすることができる。

（障害再発行、カード即時発行替え）

第４５条　ＩＣ定期乗車券が破損等によってｎｉｍｏｃａカードの処理を行う機器での取扱いが不能となった場合で、当社が定める申込書を提出したときは、ｎｉｍｏｃａ取扱規則の定めによる再発行登録票を交付する手続きをした後、再発行の取扱いを行なう。

２　ＩＣ定期乗車券が印字機能の劣化や歪みその他の不具合により使用に支障をきたす恐れがあると判断され、かつｎｉｍｏｃａカードの処理を行う機器での取扱いが可能な場合は、新たなｎｉｍｏｃａカードへ即時に発行替えを行うことがある。

３　第１項または前項にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行、カード即時発行替えのいずれの取り扱いも行なわない。

(1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

(2) 第４３条第１項第５項により無効となった場合

４　障害再発行は、再発行の登録をした翌々日から１４日以内（クレジットｎｉｍｏｃａの場合は再発行カードが郵送されてから１４日以内）に再発行登録票の提出を受け、バス定期乗車券発売所にて再発行を行なう。ただし、再発行登録をした翌々日が定期乗車券発売所の休業日にあたる場合は、その再発行は休業日以降の営業日から取り扱うものとする。

５　ＩＣ定期乗車券の再発行までの間、旅客が定期乗車券の有効期間内に券面表示区間を乗車する場合は、障害が発生しているＩＣ定期乗車券と再発行登録票を乗務員に提示することで乗車できるものとする。

（当社の免責事項）

第４６条　紛失ＩＣ定期乗車券の使用停止措置が完了するまでの間に当該ＩＣ定期乗車券の払戻し等で生じた損害額については、当社はその責めを負わない。

（払戻し）

第４７条　旅客は、ＩＣ定期乗車券に搭載された定期乗車券のみが不要となり、当社が定める申込書をバス定期乗車券発売所に提出し、かつ公的証明書等の提示により当該ＩＣ定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払戻しを請求することができる。この場合、当社の運送約款に定める払戻しを行い、ＩＣ定期乗車券から定期乗車券の情報を消去して返却する。

２　旅客がＩＣ定期乗車券が不要となり、ｎｉｍｏｃａカードの解約を申し出た場合は、当社が定める申込書をバス定期券発売所に提出し、かつ公的証明書等の提示により当該ＩＣ定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の部分については前項による払戻し、ＳＦ部分とデポジットについてはｎｉｍｏｃａ取扱規則の定めにより第３１条に規定する払戻しを別々に行なう。

３　前項の払戻しにあたって、定期乗車券部分の払戻しの際に払戻し手数料を収受した場合、ＳＦ部分の払戻しでは払戻手数料は収受しない。

４　第１項および第２項の払戻しにおいて、記名人本人が代理人への払戻しを希望する場合、記名人と代理人との続柄が分かる公的証明書を提示するとともに、住所・氏名・電話番号等の情報を提供することで、それに応じるものとする。

（運行中止の場合の取扱方）

第４８条　券面表示が有効期間内のＩＣ定期乗車券を所持し、券面表示区間内を乗車する旅客が、乗車Ｒ/Ｗによる処理を受けた後、バスが運行中止となった場合は、当社の運送約款第４０条および第４１条の規定に準じて定期乗車券を取り扱う。

２　当社が不通区間に対して振替輸送等他の輸送手段を講じた場合の取扱方は別に定めるところによる。

附則

１．この取扱規則は、2008 年 5 月 18 日から施行する。
２．この取扱規則は、2009 年 3 月 16 日から施行する。（障害者カード発行）
３．この取扱規則は、2010 年 3 月 13 日から施行する。（相互利用）
４．この取扱規則は、2014 年 4 月 1 日から施行する。（消費税改定 5%→8%）
５．この取扱規則は、2018 年 4 月 1 日から施行する。（精神障害者割引の適用）
６．この取扱規則は、2019 年 10 月 1 日から施行する。（消費税改定 8%→10%）
７．この取扱規則は、2021 年 4 月 1 日から施行する。（ポイント付与の削除）

８．この取扱規則は、2024 年 1 月 20 日から施行する。（カード即時発行替え機能追加）

９．この取扱規則は、2025 年 10 月 1 日から施行する。（バスグループ削除）

１２．この取扱規則は、2026 年 11 月 16 日から施行する。